

措置の分類」について

分類		内容
A - 1	特区として対応	新たに特区として対応するもの 提案主体等が実行可能な代替措置 を講じること等、一定の条件のもとに特区として 実現できるもの
A - 2	地域再生に係る地域限定 の支援策として対応 (様式 2)	新たに地域再生として対応するもの
B - 1	全国的に対応 (H16 年度中に対応)	提案内容について、新たに全国的な対応をする ものであり、遅くとも平成 16 年度中に実施する ものであって、対応策が明確であるもの (対応時 期、対応策が明確でないものは「特区として対 応不可」に分類)
B - 2	全国的に対応 (平成 17 年度中に対応)	提案内容について、新たに全国的な対応をする ものであり、遅くとも平成 17 年度中に実施する ものであって、対応策が明確であるもの (対応時 期、対応策が明確でないものは「特区として対 応不可」に分類)
C	特区として対応不可 地域再生として対応不可	特区として対応が不可能であるもの 地域再生として対応が不可能であるもの
D - 1	現行の規定により対応可 能	現行の規定により対応可能であるもの <u>提案事項を別の制度を活用することにより対応で きるとするようなものは、本来の提案内容を実 現するものではないことから、本分類には該当 しない。</u>
D - 2	特区の特例により対応可 能	特区の特例 (基本方針の別表 1 に記載されている もの) に基づき対応可能であるもの
D - 3	地域再生の支援措置によ り対応可能	地域再生の支援措置 (プログラム別表に記載さ れているもの) に基づき対応可能であるもの
D - 4	既に決定された方針に基 づいて全国的に対応予定	既に平成 16 年度末までに全国的に対応すること が決定しているが、現時点では実施されていな いもの
E	事実誤認	規制自体が存在しないなど事実誤認のもの